特別教育(コース別日程・日数・時間・業務内容・料金) 片桐企業グループ教習センタ

日程	コース名	日数	時間 (学科/実技)	業務内容(●:資格、教育、実務経験による一部免除コース)	受講料金 (税込)
10/20(月)	自由研削といしの取替え等	1	6 (4/2)	自由研削といしの取替え、取換え時の試運転業務	13,000円
11/26(水) 11/27(木)	ローラー(締固め用)(特別教育)	2	10 (6/4)	締固め用機械の運転業務	18,000円
12/15 (月) 12/16 (火)	クレーン運転	2	13 (9/4)	つり上げ荷重5トン未満のクレーン (移動式クレーンは除く) の運転業務	22,000円
		1.5	10 (7/3)	●小型移動式クレーン運転技能講習または玉掛け技能講習終了者向け	20,000円
1/23(金)	テールゲートリフターの操作の業務	1	6 (4/2)	荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務	16,000円
2/4 (水)	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	1	6 (4.5/1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ローブ高所作業を除く)などの業務)	15,000円

上記以外の『特別教育』『安全衛生教育』も受付中!!!

講習予約から資格取得までの流れ

2 受講コースと日程を選ぶ

保有資格や実務経験等により受講コースが異なる場合もございます。 パンフレットに記載されている<mark>受講要件</mark>をご確認ください。

② 予約をする ※申込み完了ではありません。

お申込みはインターネットにて24時間受付しております。 下記のアドレス、またはQRコードよりお申込みください。

【お申込みURL】 https://forms.gle/txLR79kSaGF5m7jc7

※申込みフォームは『Googleフォーム』を使用しています。ご利用にはGoogleアカウント(Gmail アドレス)が必要となります。予めアカウントの作成をお願いいたします。

※お電話でのお問い合わせにつきましては9:00~17:00で対応しております。 片桐企業グループ教習センター TEL:011-398-6577



【お申込みQR】

3 甲込み ※期限までに必要書類の提出が 必要です。 予約後10日以内に講習受講申込書及び申込書記載の必要書類を、メール、郵送、または窓口持参でご提出ください。

※受講まで10日を切っている場合は**郵送以外の方法で受講開始7日前 (土日祝を除く)** までにご提出ください。 ※受講申込書は**Googleフォーム**または**Webサイト**でダウンロードが可能です。

受講票兼御請求書の受取り ※この時点で申込みが完了

講習受講申込書等の必要書類を提出後、お申込みいただいたメールアドレスに**受講票兼御請求書**をお送りいたします。 持ち物・受講費用振込先・日程等の詳細が記載されておりますので、必ず事前にご確認ください。

受講費用のお振込み ※受講票兼御請求書の受取り後 申込み完了後に**受講票兼御請求書**に記載された振込先へ、**受講開始3日前 (土日祝を除く) まで**にお振込みください。

- ※受講費用が未納の方につきましては受講できません。
- ※振込手数料につきましてはお客様にてご負担願います。
- ※振込明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

6 受講初日

初日受付時間は**8:00~8:30**です。 <mark>時間厳守でお願いいたします。</mark> 遅刻した場合は受講が出来ません。 お時間には余裕をもってお越しください。

ご都合により受講できなくなった場合は、教習センターまで至急ご連絡ください。 講習開始後の受講料の返金は一切承っておりませんので予めご了承ください。

(7) 修了証交付

規定通りの講習時間を受講し、学科・実技試験に合格すると修了証が即日交付されます。

お問い合せ

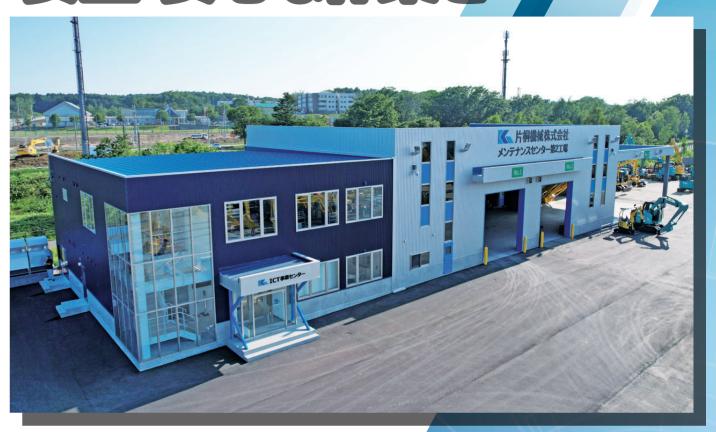
北海道労働局長登録教習機関

片桐企業グループ教習センター

〒061-1112 北海道北広島市共栄54-17 TEL 011-398-6577 FAX 011-398-6588 WEB https://www.katagiri-g.com/katagiri



資格を取得して 安全・安心な作業を



北海道労働局長登録教習機関 片桐企業グループ教習センター

各種『特別教育』『安全衛生教育』も受付中!!!

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの

- ・自由研削といしの取替え等
- ・アーク溶接等
- ・テールゲートリフターの操作の業務
- ・小型車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転
- ・高所作業車運転
- ・巻上げ機運転
- ・クレーシ運転
- ・ フォークリフト運転
- ・ローラー(締固め用)
- ・玉掛け
- ・ フルバーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業

安全衛生教育 労働安全衛生法第60条,60条の31に定めるもの

- · 職長·安全衛生責任者(建設関連)
- ・刈払機取扱作業者
- · 振動工具取扱作業者
- ・丸のご等取扱作業従事者
- ・移動式クレーシ運転士
- ・玉掛け業務従事者
- · 車両系建設機械(整地等))運転業務従事者
- ・フォークリフト運転業務従事者
- ・職長・安全衛生責任者能力向上教育(建設関連)



